

低入札調査基準価格を設定する工事における注意事項

平成20年11月
京都府道路公社

京都府道路公社では、開札日が平成20年12月15日以降の予定価格1億円以上の工事において、低入札調査基準価格を下回る価格の応札（以下「低入札」という。）があった場合、以下のとおり取り扱いますので御注意ください。

1 開札以降、落札決定までの手続

- ① 開札時に低入札があれば、落札決定を保留します。
- ② **低入札を行った入札者全員に、ファクシミリ※1で資料作成を指示します**ので、必要資料をもれなく作成し、京都府道路公社の契約事務を担当する組織まで開札日の翌日から起算して5日後※2までに提出してください。
また、入札金額と内訳書の合計金額（税抜き）とが一致しない場合は、資料作成に先立ち、金額が一致する内訳書を開札日の翌日※2までに提出してください。この場合でも、資料の提出期限は開札日の5日後※2となりますので注意してください。
なお、資料を一部でも提出できない場合※3、入札書を**無効**とするとともに、京都府の指名停止措置を行うことがあります。
- ③ 必要書類を提出済みの入札者のうち、最も入札金額が低い入札者※4について、ヒアリング等の詳細調査を行います。調査に協力できない場合※3、この入札者の入札を**無効**とするとともに、京都府の指名停止措置を行うことがあります。
- ④ 調査の結果、適正な履行がなされないおそれがあると判断されれば、この入札者の入札を**失格**とした上で、保留を継続し、必要資料を提出済みの入札者の中から次順位者について、詳細調査を行います。ただし、次順位者が低入札でない場合は、調査を行わず、落札者となります。以降、③と同様の手続を繰り返します。
- ⑤ 適正な履行がなされないおそれがないと判断されれば、落札決定を行います。
なお、保留中の無効、失格にかかわらず、**落札決定まですべての入札者の配置予定技術者は他の専任を要する工事の配置予定技術者にはなれません。**

2 低入札で契約する工事

○下請の実態調査 低価格契約のしわ寄せが下請企業に及んでいないことを確認するため、検査やその他の時に支払等を確認する資料の提出又は提示を求めます。この中で建設業法に抵触する行為が確認された場合は、法に基づく処分又は京都府の指名停止措置を行うことがあります。
○現場配置専任技術者の増員 工事現場の安全管理や下請への技術的指導充実のために、 補助技術者 として、通常配置する監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の資格を有する技術者を現場に専任で配置する必要があります。詳しくは、「建設工事と技術者の配置について」を御覧ください。
○前払金割合の減額 前払金目当ての無理な受注を抑制するために、 前払金割合の減額 （通常工事は4割→ 低入札契約工事は2割 ）を行います。

- ※1 入札参加資格確認申請時に提出していただいたファクシミリ番号に送信します。
- ※2 京都府道路公社の開札日は含めず、また午後5時を締切とします。
- ※3 「低入札調査に協力できない」旨の申出書を提出していただくこととなります。
- ※4 総合評価入札においては、最も評価値の高い入札者となります。